

## 報告第22号

### 臨時代理の報告について

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成29年東広島市教育委員会規則第9号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月28日提出

東広島市教育委員会  
教育長 市場 一也

#### 1 報告理由

東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

#### 2 臨時代理の内容

##### (1) 改正の内容

外国語指導助手の介護休暇及び介護時間について、在職期間が1年以上の者に限るとする要件を廃止する。

##### (2) 改正年月日

令和4年4月1日

#### 3 臨時代理年月日

令和4年3月31日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第 8 号

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則（平成 2 9 年東広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 1 5 号中「引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、」を削り、同項第 1 6 号中「（引き続き在職した期間が 1 年以上である者に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>—略—                      (特別休暇)                      第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。                      (1)～(14) (略)                      (15) 外国語指導助手（ _____                      _____この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間                      (16) 外国語指導助手 _____                      _____が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間                      (17)～(21) (略)                      —略—</p>	<p>—略—                      (特別休暇)                      第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。                      (1)～(14) (略)                      (15) 外国語指導助手（<b>引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ</b>、この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間                      (16) 外国語指導助手（<b>引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。</b>）が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間                      (17)～(21) (略)                      —略—</p>